

厚生労働省 教育訓練給付金制度について

本校が開講する福祉用具専門相談員指定講習会は、厚生労働省が支援する教育訓練給付金制度（特定一般）の対象講座です。一定の要件を満たしている方は、講座修了後にご本人様の住所を管轄するハローワークに申請すると受講料の40%が還付されます（ただし、ご本人様が受講料を負担した場合に限ります）。要件の詳しい内容については、ハローワークにご確認ください。

① 事前手続き

教育訓練給付金（特定一般）を利用する方は、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブカードと必要書類を揃えた上で受講開始日1か月前までにハローワークで手続きを行なってください。

② 申請方法

受講修了時に配布するリーフレットをご確認の上、受講修了日の翌日から1か月以内にご本人様の住所を管轄するハローワークに必要書類を提出してください。

③ ハローワークが内容確認および審査を行った後に、ご本人様の指定口座に給付金が振り込まれます。

※給付を受けた方は、その後改めて上記要件を満たすまで当該制度を利用することができません。